

簡易懸濁法についてのお知らせ

～保険薬局の方へ～

当院ではこの度、簡易懸濁を実施していくことになりました。保険薬局の皆様方におかれましては、下記事項に目を通していただき、処方箋応需の準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

記

・導入方法について：

原則は経管投与を有する入院患者様を対象に行っていきます。退院後も引き続き、簡易懸濁を継続していただく予定です。

・対象患者様である旨の保険薬局へのお知らせ方法：

当院医師は「簡易懸濁」の指示を処方箋に記載します。また、当院から発行されたお薬手帳シールには「簡易懸濁」のコメントを記載します。

・疑義照会について

薬剤変更が必要になる場合を除き、医師への問い合わせは不要とします。

FAXのみ送信してください。

例1 処方箋に「簡易懸濁」の指示が無い場合

例2 粉砕が必要になる場合 など

以上

その他ご不明な点や質問がございましたら当院薬剤科までお問合せください。
代表電話番号 0554-62-5121

2018年7月9日 上野原市立病院 薬剤科 作成